

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB学校に雇用され教諭として就労していたが、平成〇年〇月〇日、体育の指導中、生徒の腕が請求人の顔面に当たり前歯を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C歯科医院に受診し「上顎両側中切歯部打撲傷G」と診断され、同月〇日、D歯科クリニックに転医し「上顎両側中切歯外傷性歯牙破折」と診断され、さらに同年平成〇年〇月〇日、E歯科医院に転医し「上顎両側中切歯歯根ハセツ」と診断されインプラント治療を受けた。

請求人は、前歯の負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長にE歯科医院におけるインプラント治療に係る療養補償給付（療養の費用）を請求したところ、監督署長は、本件災害による請求人の歯の受傷は業務上の事由によるものであるとした上で、請求人の傷病は労災保険給付の対象となる状態ではなく、また、労災保険給付の対象となる医療機関での治療でもないため、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件災害により欠損した歯牙のインプラント治療に要した費用を請求しているため、本件において、同費用が療養補償給付の対象となるか否かを検討すると、以下のとおりである。

労災保険法第13条の規定によると、療養補償給付は、医療機関等による療養の給付(現物給付)を原則とし、療養の給付を支給することが困難な場合等には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。また、療養の給付の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療等であって、政府が必要と認めるものに限るとされており、「政府が必要と認めるもの」とは、一般的には、当該傷病の療養上相当と認められ、かつ、治療効果が医学上一般に認められるものをいうと解されている。そして、療養の給付の具体的内容及びその診療費の算定基準については、労働省(現:厚生労働省)労働基準局長通達(昭和51年1月13日付け基発第72号)によって労災診療費算定基準(以下「算定基準」という。)が定められている。この算定基準は、公的保険である労災保険の診療制度を公正に運営していくために診療費の算定基準として社会的に妥当性があり、かつ、斉一性が確保されるものとして定められたものであり、当審査会においても、十分に合理性が認められるものであると判断する。

算定基準によれば、インプラント治療については、別に厚生労働大臣が定める

施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り、保険診療の対象になるとされているところ、請求人の歯のインプラント治療は、同施設基準を満たしていない医療機関において行われたものであり、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、療養補償給付の対象とはならないと判断せざるを得ない。

なお、請求人は、自身のインプラント治療を行うに当たり、監督署に問い合わせたところ、対応に当たった職員から、「F厚生局にインプラント治療の申請をしている歯科医院で治療した場合のみ、保険適応対象」である旨の説明がなかったことを不服としているが、これをもって上記判断が左右されるものではない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。